

○水戸芸術館条例

平成17年 9月27日

水戸市条例第45号

改正 平成24年 3月28日条例第 5号

水戸芸術館条例（平成元年水戸市条例第31号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、水戸芸術館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 芸術文化の創造と振興を図り、市民文化の向上に寄与するため、水戸芸術館を次のとおり設置する。

名称 水戸芸術館

位置 水戸市五軒町1丁目6番8号

（施設）

第3条 水戸芸術館（以下「芸術館」という。）の施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) コンサートホール
- (2) 劇場
- (3) 美術展示室
- (4) エントランスホール
- (5) 会議場
- (6) 塔
- (7) 広場

（事業）

第4条 芸術館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 芸術文化の創造と振興のための企画事業に関すること。
- (2) 芸術文化に関する教育普及及び市民の創作活動に対する指導助言に関すること。
- (3) 芸術文化に関する調査研究及び資料の収集並びに情報の提供に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

（施設の使用）

第5条 市長は、第3条に規定する施設を芸術館の設置目的とその設立目的を同じくする公益財団法人水戸市芸術振興財団に、その事業を行うために使用させることができる。

（平24条例5・一部改正）

（指定管理者による管理）

第6条 市長は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの

(以下「指定管理者」という。)に芸術館の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 芸術館の維持管理に関すること。
- (2) 第4条に規定する事業の運営に関すること。
- (3) 塔の入場料の徴収に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が芸術館の管理上必要があると認めること。

(開館時間及び休日)

第8条 芸術館の開館時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 芸術館(塔を除く。) 午前9時30分から午後9時30分までの間で市長が別に定める時間
- (2) 塔 午前9時30分から午後7時まで

2 芸術館の休日は、月曜日及び1月1日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間及び休日を変更するものとする。

(入館の制限等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入館を制限し、若しくは禁止し、又は芸術館からの退去を命ずるものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(塔入場料)

第10条 塔に入場する者(以下「入場者」という。)は、別表に定める入場料を納付しなければならない。

(入場料の免除)

第11条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、入場料を免除するものとする。

(入場料の還付)

第12条 既納の入場料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付するものとする。

- (1) 入場者の責めによらない理由により入場することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(損害賠償等)

第13条 故意又は過失により施設、設備、美術作品等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月28日条例第5号)

この条例は、公益財団法人水戸市芸術振興財団が設立の登記をした日から施行する。

別表 (第10条関係)

区分	入場料
大人	200円
小人 (小中学生)	100円